

事業所名 グループホーム小町

運営推進会議等開催報告書

開催日時 令和 7 年 4 月 25 日（金）14 時 00 分～14 時 50 分		
参 加 者		議 題
利用者	0 名	1 行事報告
利用者家族	0 名	2 今後の行事報告
地域住民の代表者	0 名	3 入居者様状況報告
市職員	1 名	4 身体拘束適正化検討委員会の議題について
地域包括支援センター職員	1 名	5 高齢者虐待防止検討委員会の議題について
事業所	3 名	6 質疑応答・感想
		7 次回会議開催予定日
会 議 録		
1. 行事報告について 《2025 年 3 月》 ・ 3 日 ひなまつり行事を行いました。 ・ 13 日 スイーツづくりイベントを行いました。チーズケーキ、ストロベリーとブルーベリーのヨーグルトジュースなどを手作りして皆さんと一緒に召し上がりました。 《2025 年 4 月》 ・ 8 日 施設のテラスでお花見をしながらおまんじゅうや抹茶を召し上がりました。 ・ 16 日 入居者様のお誕生日会を行いました。昼食にお寿司・15 時のおやつには手作りタルトを皆さんと一緒に召し上がりながら、ハンカチタオルや色紙などをプレゼント致しました。 ・ 21 日 訪問理美容がありました。綺麗にさっぱりして頂きました。 2. 今後の行事予定 《2025 年 5 月》 ・ 母の日に行事を行う予定です。 ・ 消防避難訓練を行う予定です。 ・ 入居者様のお誕生日会を行う予定です。 3. 入居者様状況報告 ・ 入居者様 9 名 （男性入居者 0 名 女性入居者 9 名 ） ・ 平均年齢 89 歳 （最低年齢者 83 歳）（最高年齢者 98 歳） ・ 平均要介護度 2.67		

4. 身体拘束適正化検討委員会の議題について

議題「帰宅願望による身体拘束を行わない為の介護」

帰宅願望とは「家に帰りたい」「早く仕事場に戻らないといけない」「家族に会いたい」という想いが出てきて、「徘徊・失踪」をしてしまうことを言います。その場合、施設側の対応としては「身体拘束はせずに帰宅願望による徘徊や失踪など防ぐことが可能である」という考えを徹底して指導教育を行っています。

施設で共同生活されている入居者様は、「本当は家で過ごしたい」という想いが心の中にあることがあります。本人の言葉から「家に帰りたい」と言葉にされれば理解できますが、人によっては言葉にできない人もいます。入居者様の心の中に眠っている帰宅願望は介助者側が常にアンテナを張って入居者様のお気持ちや生活の状況をよく観察し、しっかりと経過観察をしていくことで帰宅願望からくる事故を未然に予測して防ぐことが可能だと感じます。

「家に帰りたい。家に帰らなければならない」という願望は、決して消えることがない願望であると認識する必要があります。介護に関わるすべての職員がこのことを知り、対応方法を学び、実践をしなければ帰宅願望に対するケアは疎かになってしまいます。

帰宅願望の抱く人の心情を考えると、「なぜ私はここにいるのか？ここはどこなのか？なぜ私はここに居なければならないのか？」と頭の中でふと疑問に思ってしまうことから徘徊や失踪が起きていると想像できます。

本当の目的や意図は本人しかわかりませんが、「帰宅願望を抱くきっかけ」が必ずあります。代表的な例は「写真」がきっかけになることです。人の記憶や感情にアプローチする最も大きな情報ルートは視覚からくる情報です。その次に聴覚からくる情報であり、最も記憶に残りにくいのが言語からくる情報です。（メラビアンの法則では視覚情報 55%、聴覚情報 38%、言語情報 7%とされています。）

話を戻しますと、家族の写真や仲の良かった人との写真を見た途端、頭の中は家族のことでいっぱいになることがあります。

「会いたい。」

「家族と一緒に暮らしたい。」

「私が家に帰らなければ・・・。」

沸々と心の中に広がることがあります。もしも支援をする職員が逆の立場であったならば・・・そのことを少し考察します。きっと「ここは私の家ではない。家に帰ってやるべきことがある」と思ったり、「私の家はここではない。自分の家でゆっくり過ごしたい。私は家族にあって一緒に過ごしたい。」と思うことが普通であり、自然なことだと思います。しかし、ここで大切なことは、「だからといって良い思い出の写真を見せない」ということではないという事です。何故ならば、人は様々な感情を持ち、昔の思い出に触れたり、その人の生きてきた歴史を語って頂いたりすることで喜怒哀楽のある生活を営むことができます。その人の尊厳の保持につながると同時に職員や家

族側もその人の人生を知る事ができて、個別具体的なケアが可能となるヒントにつながるからです。

帰宅願望からくる身体拘束を防ぐ方法には個別具体的な対応方法をする必要があります。その為には「状況の観察」と「情報の共有」「チームアプローチによるケアの積み上げ」が必要です。丁寧にケアを実践することで「帰宅願望のよる身体拘束は未然に防げる」確率は格段にアップします。

- ・丁寧な言葉で会話をする。
- ・しっかりと傾聴をする。
- ・情報を記録・共有する。
- ・わからないことは多職種と連携してチームで話し合って解決する。

《まとめ》

以上のことを踏まえて帰宅願望がある状況でも身体拘束をせずに対応することが可能となります。利用者様の個々の状況を十分に把握してチームアプローチをすることによって身体拘束はせずに帰宅願望がある人にとって安心・安全な対応を心がけて支援をすることが可能です。

5. 高齢者虐待防止検討委員会の議題について

議題「高齢者虐待から繋がる身体拘束」

《高齢者虐待とは》

高齢者虐待とは、高齢者が家族や施設職員から受ける虐待の事を言います。言葉の暴力や無視をする、世話をしないといったネグレクトなどが該当します。高齢化が進んでいき介護の需要が高まっていく中で高齢者虐待の件数も増えてきています。今回は高齢者虐待というテーマから見えてくる身体拘束について原因や防止策を考えてみます。

《種類と実態》

高齢者虐待防止法では高齢者虐待を5つに分類しています。その5つとは、①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待になります。これらすべて高齢者虐待に該当します。

① 身体的虐待	暴力的行為によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為。
② 介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	世話をしない、必要な介護サービスの利用を妨げるなど、高齢者の生活環境や身体的・精神的状態を悪化させる行為。
③ 心理的虐待	侮辱や脅しなどの言葉や態度、無視をする、嫌がらせをするなどの精神的苦痛を与える行為。
④ 性的虐待	本人が同意していない性的な行為や強要をすること。

⑤ 経済的虐待

本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

令和5年度「高齢者虐待の防止・養護者に対する支援等に関する法律」厚生労働省の調査結果資料によると、養介護施設従業者等による虐待の発生要因で虐待を行った職員の課題で上位を占めているのは、

- ・職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足
- ・職員のストレス・感情のコントロール
- ・職員の倫理観・理念の欠如
- ・職員の性格や資質の問題
- ・職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足

などが発生要因でありました。

虐待の種類では、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待、介護等放棄でした。

《考察》

厚生労働省の資料を読むと、今も昔も施設での高齢者虐待は起きています。そして高齢者虐待の発生要因や高齢者虐待の種類もあまり変化はありません。

解決に向けての取組や方法を提示していても、件数は減っておらず、増える一方です。どのような取り組みをしていくと高齢者虐待から繋がる身体拘束はなくなるのかを考察します。

まず職員の介護ケアに関する知識不足やストレス・感情のコントロールができていないことがあります。この点で考察すると、職員が高齢者虐待に繋がる行為の前後には「答えがわからず、悩んでいる」という状況が伺えます。そしてその状態が続くと「介護うつ」という症状に繋がり、職員の介護支援意欲も減っていきます。介護うつという病名はありませんし、それが明確に定義されているわけではありませんが、介護うつとは「介護をする人が、悩みや不安によるストレス、心労などからうつ状態に陥る事」と日本大百科全書に書いてあります。介護うつの初期段階であれば一時的に気分転換をしたり、十分な睡眠を取るなどをすれば精神面でも緊張状態を解くことが容易ですが、日頃から悩み続けたり、緊張状態が続いていたり、またその解決方法がなく精神的に追い込まれていたりするなど、様々な理由で抑うつ気分が、ある程度以上重症である場合、「ものの見方が否定的」になったり、「自分がダメな人間だ」と落ち込んだりする時間が長くなり、深刻な介護うつ状態となることが多いです。

「がんばりすぎる」「責任感が強い」「義務感が強い」など、完璧主義・仕事熱心・几帳面な人に介護うつはなりやすいと言われることがあります。こうした介護うつの状態にならない為には2つの方向から対応することが必要です。

《対策①》 人間関係を良好にする

介護うつの状態にならない為には、「人間関係と仕事環境からくるストレスを解消していくこと」です。日頃からチームで課題を共有して解決に向けて対策を話し合える人間関係をつくる必要があります。

《対策②》 体調面を整える

体調を整えて万全の態勢で仕事に励むことです。とてもシンプルなことですが、心

身共に体調が整っていない時に高齢者虐待は起きています。いかに介護うつにならないか、いかに体調を整えることができるかなどがとても大切です。
他にも解決方法はたくさんありますが、割愛します。

《まとめ》

日本の多くの介護職員は責任感が強く、真面目な人が多いです。そして現場を一番知っています。いつも入居者様の側にいて、食事・入浴・排泄の支援をしています。高齢者虐待をする為に介護をしている職員はいません。しかし何かのきっかけによって高齢者虐待が起きてしまうことが世の中にはあります。まずは、施設の利点は問題が起きそうであったり悩んだりしたらチームで話し合う環境があるということです。一人で悩んで解決しようとせずに、話し合って対策を考え、実行することができます。また周囲の人が常に声掛けをすることも大切です。マネジメント側としてはチームで情報共有をしたり、助け合う文化を作ることも大変重要です。

今後もグループホーム小町では、チーム一丸となって高齢者虐待による身体拘束はせずに、チームアプローチを徹底することでどんなことも相談しあって、助け合って課題解決をしていきます。

6. 質疑応答・感想

Q 1 避難訓練の方法について詳しく知りたい(ふたば地域包括支援センター様)

→毎年5月と9月に実施しています。今回は日中、大きな地震がありコンロから出火、同時に停電という状態を想定して行います。初期消火→消防通報→避難誘導の流れで実施し、避難後に施設外で消火訓練を行います。事前に消防署からの的当てを借りて入居者の方にもお一人ずつ消火訓練をして頂きます。(グループホーム小町)

Q 2 避難訓練を地域の方と連携して実施しているか？(ふたば地域包括支援センター様)

→現在は、なかなかできていません。今後は実施できる様に努めます。(グループホーム小町)

Q 3 2ヵ月に1度の運営推進会議の機会が地域の方と顔なじみとなり、災害時などに地域連携につながる機会となると考えられる為、もう少し幅広く参加が得られると良いかもしれない(瀬戸市役所高齢者福祉課様)

→以前は民生委員様や自治会の方などにも運営推進会議にご参加して頂いてましたが、高齢などの理由により参加が難しくなっていたという経緯があります。今後は民生委員の方から近くの方を紹介して頂くなどをして展開していくということも考えてみます。(グループホーム小町)

Q 4 虐待について瀬戸市への通報の実態はどうか？(ふたば地域包括支援センター様)

→在宅については常に通報件数が多い。施設に関しては年末から立て続けに5件ほど

あり、年明けに落ち着いてきている。実態として、職員からの内部通報が多い印象。
(瀬戸市役所高齢者福祉課様)

Q 5 若い職員に対して精神面でのフォローが大切と感じている。日常生活で抱える悩みはストレスなどから虐待につながる可能性もある。どの様な対応をしているか？
(ふたば地域包括支援センター様)

→職員一人一人とコミュニケーションをとるようにしています。職員間も信頼関係を大切にしています。今後も普段から悩みや困っていることを早めにキャッチし、職員間でフォローしあえる体制づくりを大切にしていきたいと考えて実行していきます。
(グループホーム小町)

Q 6 今日現在、帰宅願望がある利用者様の割合はどうか？(ふたば地域包括支援センター様)

→毎日、認知症の周辺症状である帰宅願望が現れるわけではないのですが、現在は6名いらっしゃいます。(グループホーム小町)

Q 7 帰宅願望による身体拘束とはどのようなことが考えられるのか？(ふたば地域包括支援センター様)

→例えば玄関に鍵をかける、部屋に閉じ込める、スピーチロックなどが考えられます。グループホーム小町においては、これらを含めた一切の身体拘束を行わずに対応を行っていきます。(グループホーム小町)

7. 次回の運営推進会議開催予定日

2025年6月27日(金) 14:00～ 開催予定となります。

以上。